(41)財務論的実体資本維持説

Į

7

ルベルク、シュミット等の諸説において、こ

として、特色づけることができるのである。ゲルトマッ

の点は極めて明らかなところである。

このような資本維持説の基本的性格は、

その後の実体

持説の批判として現われた実体資本維持説も購買力資本 のである。第一次大戦後のドイツにおいて、名目資本維 がってまた、それらの資本概念に基づく利益概念の主張 実体資本概念ないし購買力資本概念の主張として、した 持維説も、損益計算の基礎としての名目資本概念に代る

資本維持説は、もともと損益計算論として生成したも

実体資本維持説と利益の分配可能性

財務論的実体資本維持説

W エンドレスの所論を中心にして――

森

田

哲

彌

ラー、 てはいないのである。 まり、利益処分の段階での積立金の設定を通じて、 たものを「実体維持積立金」と称しているし、シュネト 初期の実体資本維持説において資本修正項目とされてい われてきたことも否定できない。例えば、ハックスは、 資本維持説の発展過程においても、原則として保持され すべき資本を留保してもよいという考え方が、否定され 益計算の過程で留保すべきことを強調してはいない。 ことを主張するのみで、必ずしも、維持すべき資本を損 本維持を、外部から新資本を導入せずに自力で達成する てきた。もっとも、そこに若干のニュアンスの違いが現 ハーゼナック、エッカートなどは、目標とする資 しかしながら、たとえ利益留保と っ

のである。
のである。
のである。
のである。
ところはないてはならないものであるとする限り、形式的にはともかてはならないものであるとする限り、形式的にはともかで留保する従来の実体資本維持説と異なるところはないで留保する従来の実体資本維持説と異なるところはないである。

このような損益計算論としての実体資本維持説にお

いう手続がとられようと、そしてまた、留保された項目

如何なる名称で呼ばれようと、その額が実体資本概念

とは厳密に区別されるものなのである。 とは厳密に区別されるものなのである。 とは厳密に区別されるものなのである。 とは厳密に区別されるものなのである。 とは厳密に区別されるものなのである。 とは厳密に区別されるものなのである。 とは厳密に区別されるものなのである。 とは厳密に区別されるものなのである。 とは厳密に区別されるものなのである。 とは厳密に区別されるものなのである。

損益計算に全く影響を及ぼしていないとみるのは誤りでしかしながら、利益の財務的分配可能性の考慮が期間

ができるのである。したがって、実体資本維持説は、発

により留保される資本は、物面の著しい上昇により曽大るのである。すなわち、名目資本概念に基づく損益計算は、専ら会計上の利益を財務的分配可能額に一致させよは、専ら会計上の利益を財務的分配可能額に一致させよは、専ら会計上の利益を財務的分配可能額に一致させよは、専ら会計上の利益を財務的分配可能額に一致させよけ、事ら会計上の利益を財務的分配可能額に一致させよい、事ら会計上の利益を財務的分配可能額に一致させよい、事により留保される資本は、物面の著しい上昇により曽大の概念や原則の形成に影響を及ぼしてきたのである。例の概念や原則の形成に影響を及ぼしてきたのである。例の概念や原則の形成に影響を及ぼしてきたのである。

つまり実体資本維持説が主張されるに至ったとみることの手段によって容易に充たしうるのであれば、企業にとの手段によって容易に充たしうるのであれば、企業にとの手段によって容易に充たしうるのであれば、企業にとの手段によって容易に充たしうるのであれば、企業にとの手段による資本需要が、利益留保や外部からの新資本の導入などの手段にはなかったと想像できる。そこで、必要な資本は多くの障碍があったようである。そこで、必要な資本は多くの障碍があったようである。そこで、必要な資本は多くの障碍があったようである。そこで、必要な資本は多くの障碍があったようである。といいと対象にはないのであれば、企業にとの手段により留保される資本は、物価の著しい上昇により増大により留保される資本は、物価の著しい上昇により増大により留保される資本は、

のであると考えることができるのである。 財務的に分配可能な額を以て期間利益としようとしたも 生史的には、企業へ資本需要を損益計算の過程で充足し

ところが、このような財務的要求を損益計算の枠内で

るにも一定の限界がある。更に、企業の財務的要求はそ と財務的考慮から出発したものではあるが、それが損益 能である。そのようなわけで、実体資本維持説はもとも 念によって、常にその財務的要求を満足することは不可 5 の時々の企業内外の事情によって変動するものであるか の資本概念として形成される限り、財務的考慮を反映す て考え出されたものであるとしても、それが損益計算上 あった。新しい資本概念は、確かに財務的考慮に基づい 充たそうとする限り、そこには、必然的に多くの障碍が 個の損益計算の体系として形成されてきたのである。 業の財務的要求を完全には満足するものとなり得ず、む して実体資本概念という特定の資本概念を基礎とした一 しろ、そのような財務的要求とは一応切り離された、そ たためにー 計算論という形をとったために――とらざるを得なかっ 伝統的な損益計算上の資本概念である固定的資本概 損益計算論に内在する制約のために、企

> ではない。そして、その様な方向に向っての研究は、 だが、 実体資本維持説がはじめに意図した財務的に

ことは明らかである。 びそれに基づく損益計算体系の形成には、幾多の困難が とられることになる。このような資本概念の明確化およ 固定的資本概念に代って、変動的(発展的)資本概念が 必要資本を損益計算の過程で留保できるような資本概念 に企業目標の達成(例えば発展的企業維持)に直結した 配可能な額の計算の必要性は、依然として消滅したわけ つの興味ある研究が、ワルター・エンドレスによって発 最近、従来の実体資本維持説とは方法を異にするもう一 反映されることはあり得ないからである。これに対して と一致するとは考えられない。何故ならば、いかなる資 として留るかぎり、期間利益が完全に財務的分配可能額 間利益を財務的分配可能額により近づけうるものである 予想されるが、それが従来の実体資本維持説よりも、 を形成しようとする試みである。この場合には、従来の お続けられている。その一つは、企業の財務的要求、 本概念をとるにせよ、すべての財務的要因が損益計算に しかしながら、それが損益計算論 期 分

表された。彼の見解は実体資本維持の問題を損益計算論

てどのような意義をもつものであるかを考えてみたい。し、それが従来の損益計算論としての資本維持説に対しりながら、財務論としての実体資本維持説の概要を紹介深い見解である。そこで、以下、エンドレスの所説によて、財務的に分配可能な額を求めようとする極めて興味て、財務的に分配可能な額を求めようとする極めて興味

の枠から解放し、財務論的思考を徹底させることによっ

(1) この点については次の拙稿を参照されたい。「カール・スートの一六一頁、「資本維持論の性格」実務会計・四巻二号・パックス著経営実体維持論」ビジネス・レビュー・五巻三、ハックス著経営実体維持論」ビジネス・レビュー・五巻三

行会編「現代会計学の基礎理論」昭和四二年所収・五八―(3) 森田稿「資本維持論」片野松本先生還暦記念論文集刊究年報・商学研究4・二二八―二三○頁参照。

算を挙げる。

4) Walter Endres, Der erzielte und der ausschüttbare Gewinn der Betriebe, Köln und Opladen 1967. 以下の本文中の頁数は、特に断りのない限り本書の頁数を指す。

五九頁・六二―六三頁・参照。

一七年にオーストリーに生まれ、ウイン商科大学(Hoch-エンドレスは現在ミュンスター大学の講師である。一九

講師になった。一九六七年一〇月からは、ミュンスター大学講師資格 (Lehrbefugnis) を得、同年八月に同大学のに発表していたが、その間、いくつかの学術論文を専門誌したりしていたが、その間、いくつかの学術論文を専門誌に同大学から商学博士の学位を得た。その後、オーストリーで税理士業務に従事したり、ドイツ連邦政府管庁に勤務したり、に同大学から商学博士の学位を得た。その後、オーストリーで税理士業務に従事したり、ドイツ連邦政府管庁に勤務した。

一 稼得利益と分配可能利益

学の講師をしている。

の計算と分配可能利益(ausschüttbarer Gewinn)の計rechnung)の目的として、稼得利益 (erzielter Gewinn)エンドレスは、企業の期間的結果計算 (Ergebnis-

益についても簡単にふれておかねばならない。 である。したがって、分配可能利益のみがわれわれの当標としての利益であり、後者は財務的に分配可能利益である。したがって、分配可能利益のみがわれわれの当標としての利益であり、後者は財務的に分配可能な利益をく別々の利益であり、後者は財務的に分配可能な利益をく別々の利益であり、後者は財務的に分配可能和が利益をは、エンドレスにおいては

必ずしも不可欠の要件とは考えていない(一三―一七 発的損益項目を除くというような条件が示されてよい等 てはいるが、 稼得利益が示しうる業績には限界がある(三頁)と述べ 用してはならないとか(一九頁)、損益計算の結果たる しては極めて不充分であるというべきであろう。もっと それにしても、これだけの規定では、稼得利益の条件と 益の問題は、あまり重要な地位を占めるものではないが ほかに低価主義は稼得利益の比較性を害するから適 彼の研究の中で、業績評価の指標としての稼得利 少なくとも、業績評価の障碍となる臨時偶

中心に検討し、稼得利益は実現した名目資本利益、貨幣 最も望ましいとする(一三─二○頁、一四七頁)。但し、 価値変動があるときは実現した実質利益(realer Gewinn が、いかなる資本概念をとらねばならないか、そして、 なければならないか。この点に関するエンドレスの検討 実現という要件は、確実性の考慮にのみよるものであり いかなる利益認識基準が望ましいか、という二点のみを 業績評価の指標となる稼得利益は、どのようなもので 極く簡単なものである。彼は、そのような稼得利益 貨幣価値変動の影響を修正したもの)であることが 得利益は分配可能利益との関連においてのみ問題になる ら考えてみると、業績評価の障碍となる項目であろうと 機能、すなわち分配可能利益の上限となるという機能 である。 それならば、 たことは、結果的には正しかったことになる。しかし、 のであるから、業績評価に支障となる項目を除かなかっ 実は相容れない機能なのである。彼の研究において、稼 エンドレスが稼得利益について考えている二つの機能 なかろうと、区別してはならないことになる。つまり、 がえって、 しかし、そのような論述はどこにもない。 稼得利益を、 敢て稼得利益の業績評価機能をいい出す必 エンドレスが考えるもう一つの ひる

本の価 いることになる。投下された資本の価値 に一定の資本を投下した経営所有者にとっては、その資 ことができる。すなわち、彼は次のようにいう。 益でなければならないとする説明の中に、 示されていないが、業績評価に役立つ稼得利益が実質利 実質利益が分配可能利益の上限となる論拠も直接には 形で投下されようと物の形で投下されようと同じであ 値が維持されている場合にのみ資本が維持されて それを見出す -これは貨幣

要はなかった筈である。

0)

るがー

は、

専らその購買力にあるのであって、その額

「そこで、すべての利益参加者が納得する分配可能利益務得利益――実質利益――のうち、どれだけが分配可能利益の表によってきめられているものも含ま質など、法律や契約によってきめられているものも含ま盾する二つの要求をもっている。すなわち、出来るだけよい所得の源泉としておこうとする要求である。これは、計算された次は分配可能利益の計算である。これは、計算された次は分配可能利益の計算である。これは、計算された次は分配可能利益の計算である。これは、計算された次は分配可能利益の計算である。これは、計算された

頁)。の算定の基礎を見出さなければならないのである」(八の算定の基礎を見出さなければならないのである」(八

このような分配可能利益の算定の基礎として、エンドとのような分配可能利益の算定の基礎として、エンドを不可能である。「経営維持(Erhaltung des Betriebs」を考える(八頁・一三七頁)。これは、経営の拡張(Betriebsである。「経営維持」を何によって判定するかについてである。「経営維持」を何によって判定するかについてである。「経営維持」を何によって判定するかについてである。「経営維持」を何によって判定するが、彼は同一の数量的給付能力の維持(Erhalutng der mengenmäßigen Leistungsfähigkeit)を以てその判定基準とする(一一頁・一三七頁)。

算定の基準としたのは、そうせざるを得なかった一つの原にが、(八一一一頁)、必ずしもわれわれを納得させうる程が、(八一一一頁)、必ずしもわれわれを納得させうる程が、八一一一頁)、必ずしもわれわれを納得させうる程が、八十一一頁)、必ずしもわれわれを納得させうる程が、また、経営維持判定の基準を数量的給付能力維持求め、また、経営維持判定の基準を数量的給付能力維持求め、また、経営維持判定の基準を数量的給付能力維持求め、また、経営維持判定の基準を数量的給付能力維持

とができるのである。

理由があるのである。

ならないかを示そうとするのである。ここに、彼が、経 点からみた分配可能利益はどのようにして計算されねば 配可能利益論へと伸展する可能性も含んでいるとみるこ って、このような批判を超えた彼自身の分配可能利益論 営維持を、そして数量的給付能力維持を彼の分配可能利 みた分配可能利益ではないことを論証し、そのような観 彼は、このような実体利益が、給付能力維持の観点から うことなしに分配可能である、といわれている。そこで 算(Substanzrechnung) ——における利益——実体利益 説では、実体資本概念を基礎とする損益計算――実体計 判にある (一一頁)。従来の損益計算論的実体 資本維持 益決定の基準とした最大の理由があるのである。したが (Substanzgewinn) ---は、企業の数量的給付能力を損 一つは、従来の損益計算論的実体資本維持説に対する批 彼自身も述べているように、彼の研究の重要な目標の 経営の相対的維持ないし発展的維持を基礎とする分

und Verlustrechnung) あるいは成果計算 (Erfolgsre-

(6) 稼得利益の機能としては、①投資家の意思決定の基礎い、活動を使っている。彼の場合、分配可能利益の計算は、近い概念として結果計算という表現を用いたのかもしれないが、この点は明確でない。

資料として――これは同時に最も収益性の高い企業へ資本を誘導する国民経済的役割も果す ―― (Lenkung des Kapitals)、②出資者に対する経営者の業績報告として(Steuerung der Geschäftsführung)の三つを挙げている(一一二頁)。これらを一括して業績評価の指標と表現る(一一二頁)。これらを一括して業績評価の指標と表現した。

三〇〇頁参照。

三 数量的給付能力維持に必要な

持を害することなしに、分配することが可能である。ととになり、名目資本利益は、一定の数量的給付能力の維定の名目資本額は常に一定の数量的給付能力を表わすこ一般的にいって、企業内外に何の変動もなければ、一

資本維持説---

-実体計算---であるといわれる。これに

ることにする。

計算しようとするのが、従来の損益計算論としての実体能な額――実体利益――を損益計算上の期間利益として

要な名目資本額は、変動前に比して増減する。この名目に支障なく分配可能であろうかという疑問を提出する。対して、エンドレスは、実体利益が果して給付能力維持

費用額より増減していなければならない筈である。これ常にかかる名目資本額の純増減額だけ名目計算における定されることになる。実体利益がこのような場合に常に定されるい。その結果、名目資本利益の分配可能性が否映されない。その結果、名目資本計算における費用計算には反資本の増減分は、名目資本計算における費用計算には反

く上に必要な名目資本額の増減をもたらす変動要因にはそこで、エンドレスは、一定の給付能力を維持してい額の純増減額と一致することでもある。

は、名目資本利益と実体利益との差が、

かかる名目資本

問題に関する彼の説明(四三―四七頁)の要点を紹介す益の計算方式を示すのである。以下、本節では、前者のを否定し、更に、給付能力維持に支障のない分配可能利を否定し、更に、給付能力維持に支障のない分配可能性本額はどのように増減するか、それらの変動により、名目資どのようなものがあるか、それらの変動により、名目資

変動 減させることになるかを考えてみる。 場合に、これらの変動が必要名目資本額をどのように ぼす。そこで、まず、一定の給付能力維持を前提とした tivitätsänderung) も、費用価格変動と同様な作用を及 けることができる。また、経営の生産性の変動(Produk-外部から購入する財や用役の価格変動 らす最も重要な要素は、価格変動である。 (Aufwandspreisänderung) 一定の給付能力維持に必要な名目資本額の増減をもた -収益価格変動(Ertragspreisänderung)-١ 製品の販売価格の -費用価格変動 価格変動は、 一に分

□費用価格変動と名目資本額の増減

が所有する殆どすべての資産の名目金額が変動する。外部から購入する財や用役の価格が変動すると、企業

る金額が増減する。

を放の前払額、在庫材料の金額、仕掛品や在庫製品に含まれている材料費の金額がよび売掛金中の材料費回収部分を意味する金額がいずれも材料価格変動額だけ増減する。

を対めている材料費の金額、売掛金中の材料費回収部分を

を対している材料費の金額、売掛金中の材料費回収部分を

を対している材料費の金額、仕掛品や在庫製品に含

(イ)購入材料の価格

(単価) が変動すると、材料購入の

収分を意味する金額もそれに応じて増減する。ている減価償却費の金額および売掛金中の減価償却費回梱の金額が増減すると共に、仕掛品や在庫製品に含まれ機械などの償却資産の価格が変動した場合には、機

このように費用価格に依存してその金額が決定される資産を、エンドレスは費用依存資産(aufwandsabhän-方の資産に拘束されている名目資本の額が、それだし、下落すれば減少する。このことは、それに応じて、し、下落すれば減少する。このことは、それに応じて、これらの資産に拘束されている名目資本の額が決定されるけ増減することを意味するわけである。

|1|生産性変動と名目資本額の増減

なる(四五頁)。

力を維持するための仕掛品・製品(数量的には同一)にば、材料の単価に変動のない限り、同一の数量的給付能で、大口の単位に変動するという形で生産性が上昇すれて、大口の単価に変動するということは、同一数量の給付にす。生産性が変動するということは、同一数量の給付にす。生産性の変動は、一定の数量的給付能力を保証する費生産性の変動は、一定の数量的給付能力を保証する費

ちに当該価格変動に関係のあるすべての費用依存資産の

ある費用価格変動が生じた場合、

それが直

っとも、

費用依存資産の額を減少させ、これらの資産に拘束され 落した場合と全く同じ結果をもたらす。ここから明らか せ、 ている名目資本の額を減少させる。また、生産性の低下 なように、 の前払額をも減少させる。これは、材料の購入単価が下 在庫材料の金額をも減少させると共に、材料購入のため はまた、売掛金中の材料費の回収部分の金額をも減少さ 更に、材料の必要在庫量を減少させることによって 生産性の上昇は、費用価格の下落と同様に、

なお、

当然のことであるが、この利益依存資産の額は

せることになるのである。 費用価格の上昇と同様に、費用依存資産の額を増加 これらの資産に拘束れさる名目資本の額を増加さ

価格指数 (変動前を 100 とする)

価格変動や生産性の変動による費用額の変動がないとす

る名目資本の額が減少することになる。

この場合、費用

下落すれば、

収益価格が上昇すれば、売掛金の総額は増大して、それ

だけ多額の名目資本を拘束することになり、収益価格が

売掛金の総額は減少して、それに拘束され

は

させ、

巨収益価格変動と名目資本額の増減

売掛金の総額は、一定の給付能力を前提とする場合に 収益価格すなわち製品の売価によって規制される。

	(2	<u> </u>	[pq-1]1.	THE COUNTY TO C 9 S /			
費)		-	. steet	価	価格 指		
	用	種	類	価格変動 I	価格変動 Ⅱ	価格変動 Ⅲ	
材		料	費	140	120	755/12	
賃			金	100	200	400	
減	価	償力	即 費	1662/8	662/3	50	
					·		

(39 頁)

収益価格変動のない場合、 (表3) 価格変動と資産価額(9) 単位1,000 DM すなわち売掛金総額に変動の 変Ⅱ 価格変 動 前 価I 資産形態 Ш 前払金 40.0 56.0 48.0 30.2 材 料 40.0 56.0 48.0 30.2 生産物 50.0 66.7 66.7 66.7 麂 掛 金 60.0 80.0 80.0 80.0 楲 60.0 100.0 40.0 30.0 資産合計 250.0 358.7 282.7 237.0

る額 れば、 存資産としての売掛金――は不変であり、利益を意味す (gewinnabhängiges Vermögen) と呼ぶ——のみが増減 売掛金のうち費用の回収を意味する額 売掛金のこの部分をエンドレスは利益依存資産 -費用依

含まれている材料費の金額が減少することになる。

それ

する。

(51) 財務論的実体資本維持説

(8) (表2) 価格変動が回転資産額に及ぼす作用

	(42.4)	一一一一一一				
費用•利益	回転	価格変動前・ の費用利益	回	転資	童の額	
収益	期間	収益の額	変動前	変動I	変動Ⅱ	変動Ⅲ
a	l b	l c	d	e	f	g
	月	月当り・単位 1.000 DM		単位 1	.000 DM	
回転費用(8)				費用依	存資産	
材料費		40.0			1	1
前払金中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
材 料中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
生産物中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
売掛金中	1		40.0	56.0	48.0	30.2
The state of the s	4		160.0	224.0	192.0	120.7
賃 金		9.0				
生産物中	1		9.0	9.0	18.0	36.0
売掛金中	1		9.0	9.0	18.0	36.0
	2		18.0	18.0	36.0	72.0
減価償却費		1.0				
機 械中	60		60.0	100.0	40.0	30.0
生産物中	1		1.0	1.7	0.7	0.5
売掛金中	1		1.0	1.7	0.7	0.5
	62	50.0	62.0	103.3	41.3	31.0
合 計			240.0	345.3	269.3	223.7
回転利益(8)			利	益 依	存資産	
売掛金中	1	10.0	10.0	13.3	13.3	13.3
回転収益(8)		60.0				
資産合計			250.0	358.7	282.7	237.0
		J=				

(44 頁)

少すれば増加することになる。 以上の事柄を具体的な数値で例示したのが〔表2〕 で

ない場合でも、費用額が増加すれば減少し、費用額が減

素として、

資産の回転期間の変動を挙げる(四五―

順序ならびに回転期間の長短に応じて異なるのである。 述せる如く、それぞれの資産が価格変動の影響をうける それぞれの資産がかかる状態に達するまでの期間は、前 った後の状態を示すものであり、価格変動が生じてから 〔表3〕は、価格変動の影響が関係全資産に完全に行き渡 集計して、その変動を示したものである。なお「表2」 としている。〔表3〕は〔表2〕の数値を資産形態別に の場合にも利益が三・三パーセント増加したことを前提 生産性変動を含めて考えてもよい――と、いずれの変動 ある。ここでは、〔麦1〕に示すような費用価格変動・

要とする名目資本額にどのような増減をもたらすかを示 どのような影響を及ぼすか、したがってまた、企業が必 用・収益の価額変動の場合に、それが企業の資産の額に なわち名目資本額の増減をもたらすもう一つの重要な要 したものである。次に、エンドレスは、企業の資産額す 以上は、一定の数量的給付能力維持を前提として、費

> 四回転期間の変動と名目資本額の増減 頁。

減少して、拘束される名目資本の額も減少する。エンド の名目資本が拘束され、逆に短くなれば、資産の金額が するためには、その資産の金額は増大してそれだけ多額 資産についてその回転期間の変動を考えることができる。 レスは、最も簡単な例として、製品を現金販売した場合 ある資産の回転期間が長くなれば、同一給付能力を維持 同一の数量的給付能力を前提としても、殆どすべての 売掛金の回転期間ゼロとなる――と、売掛金の回転

動はなく売掛金の回転期間の変動のみあったと仮定して に影響するかを、〔表2〕と同じ資料――ただし価格変 期間が二ケ月になった場合に、それが資産額にどのよう (8) エンドレスは、企業の資産を、営業過程で循環するも あり、 mögen)と呼ぶ。後者に属するのは、土地と投資ぐらいで schlagsvermögen)、後者を静止資産(ruhendes Ver-のと静止しているものとに二分し、前者を回転資産(Um た費用・収益・利益が、回転費用(Umschlagsaufwendun ・で示している。これが次に示す〔表4〕である。 他はすべて前者に含まれる。回転資産に関して生じ

四六

(53) 財務論的実体資本維持説

(表4) 回転期間の変動が回転資産額に及ぼす作用

-		1		1			
	費用公益	回転変	期間 動前		- 1 //4	間変	動後
	利益		ı	変		変獻	
4		回転期間	回転資産額	回転期間	回転資産額	回転期間	回転資産額
	月当り 1.000DM	月	1.000DM	月	1.000DM	月	1.000DM
回転費用							
材料費	40	!					
前払金		1	40	1	40	1	40
材 料		1	40	1	40	1	40
生産物		1	40	1	40	1	40
売掛金		1	40			2	80
		4	1 60	3	120	5	200
賃 金	9						
生産物		1	9	1	9	1	9
売掛金		1	9	_	_	2	18
		2	18	1	9	3	27
減価償却費	1						
機械		60	60	60	60	60	60
生産物		1	1	1	1	1	1
売掛金		1	1		_	2	2
		62	62	61	61	63	63
回転利益 売掛金	10	1	10		—	2	20
回転収益	60						
資産合計			250		190		310

(46 頁)

gen)、回転収益(Unschlagserträge)、回転収益(Unschlagsgewinn)である。これ以外の損益としては、負債債の為替相揚変動損益など――があげられている(二五―信の為替相揚変動損益など――があげられている(二五―二六頁)。

(9)〔表3〕は筆者が作成したものである。

四

実体利益の分配可能性と分配可能利益の計算

けである。 を確かめるには、名目資本利益と実体利益の差額が、右 減が、すべて損益計算の過程で収益から控除される費用 の名目資本増減額に一致するか否かを検討すればよいわ 額に反映されていなければならないことになる。この点 であれば、右のような原因で生じた必要名目資本額の増 給付能力を維持してなお分配可能な額であると考えるの 体利益を以て、外部から新たな資本を導入せずに一定の そこで、もし損益計算論としての実体資本維持説が、実 の額は、 転期間の変動が生ずると、 定の数量的給付能力を維持する上に必要な名目資本 費用価格変動、 生産性変動、収益価格変動、 前節で述べたように増減する。 回

実体利益と名目利益の差は、損益計算における費用評

いる。

価格変動時に材料の手持が四万マルクあった。

動損益が含まれている場合も同じである――を計算した ものが、〔表5〕である。この表は、次のことを示して CK 実体計算では利益から除かれることになる。〔表1〕およ ぶ。名目資本計算では、これらの損益が利益に含められ 産性変動損益 (Produktivitätsänderungsergebnis) と呼 因に応じて価格変動損益 (Preisänderungsergebnis)・生 体計算においては、それは販売日の再調達価格で評価な 費用化されると、それは、その取得価格で評価され、 れるからである。 計算においては、変動時に保有されている費用性資産が 基づく評価額との差に一致する。何故ならば、 用性資産の、取得価格に基づく評価額と変動した価格に 用額との差として計算される。 格で評価した費用額と販売日の再調達価格で評価した費 における費用評価基準を、販売日の再調達価格とみる 価基準の相違によって生ずる。エンドレスは、 たは生産性の変動が生じた時点に企業が保有している費 (五〇頁・五三頁)。したがって、この差額は、 〔表2〕の資料に基づき、 両者の差額を、エンドレスは、その原 価格変動損益一 これは、費用価格変動ま -生産性変 名目資本 実体計算 取得価

(55) 財務論的実体資本維持説

(表5) 価格変動掲益の測定

	(変動前の)取 得価格で評価	価格変動損益					
費用	した物的資産		変動Ⅱ	変動Ⅲ			
		単位1.000 DM					
材料費							
材料中	40.0	+ 16.0	+ 8.0	- 9.8			
生産物中	40.0	+ 16.0	+ 8.0	- 9.8			
合 計	80.0	+ 32.0	+ 16.0	- 19.6			
生産物中σ 賃金	9.0		+ 9.0	+ 27.0			
咸価償却費	ŧ						
機械中	60.0	+ 40.0	- 20.0	- 30.0			
生産物中	1.0	+ 0.7	- 0.3	- 0.5			
合 計	61.0	+ 40.7	- 20.3	- 30.5			
総計	150.0	+ 72.7	+ 4.7	- 23.1			
				(40 頁)			

このような事情は、生産物中に含まれている材料についれる。その結果、価格変動利益は一万六千マルクである。の部分の費用は四万マルクと計算される。実体計算では・・れが製品となって販売された時、名目資本計算では、これが製品となって販売された時、名目資本計算では、これが製品となって販売された時、名目資本計算では、こ

によって費用性資産の増加額を賄いうるという保証は、留保する実体計算では、損益計算の過程で留保した資金

得られないことになる(四八頁・五〇頁)。

留保資金によっては賄われないことになる。そのほか、増加――必要名目資本額の増加――は、実体計算による もならない。したがって、これらの原因による資産額の 間の変動による資産額の増減は、 かも、 ても、 数量的給付能力一定を前提としても、土地や投資資産の 無関係であり、実体利益と名目資本利益の相違の原因に 資産の回転期間の変動によっても資産額は増減する。 るものは、収益価格変動によっても増減する。更にまた も増減する。売金掛の如くその一部が利益依存資産であ 払資産(Zahlungsvermögen) れるわけではない。前節の説明からも明らかな如く、 動によってその金額が増減するのは、費用性資産に限ら きるが、同一給付能力の維持を前提とする場合、価格変 用性資産の増加額を賄うに足る資金を留保することがで 如き静止資産に拘束される名目資本額が変動することも このように、実体計算における利益は、それを分配し 価格変動に原因する支払資産額の増減や、回転期 価格変動 ――生産性変動を含む――に原因する費 直接的には損益計算に ―売掛金や前払金 支

(表6) 価格変動損益と価格変動による回転資産の変動額との差

単位 1.000 DM	変動 I	変動 Ⅱ	変動 III
費用依存回転資産 価格変動後 " 価格変動前	345.3 240.0	269.3 — 240.0	223.7 — 240.0
費用依存回転資産の変動額 価格変動損益	+ 105.3 + 72.7	+ 29.3 + 4.7	- 16.3 - 23.1
価格変動損益の留保または非 補塡によって賄われない費用 依存資産の変動額	+ 32.7	+ 24.7	+ 6.8
利益依存資産の増加額	+ 3.3	+ 3.3	+ 3.3
価格変動損益の留保または非 補塡によって賄われない全回 転資産の変動額	+ 36.0	+ 28.0	+ 10.1

(49 頁)

体資本維持説に対するエンドレスの結論である。体資本維持説に対するエンドレスの結論である。の増加額のみを賄う資金を、損益計算過程で留保しうるの増加額のみを賄う資金を、損益計算過程で留保しうるの増加額のみを賄う資金を、損益計算過程で留保しうるの増加額のうち、価格および生産性変動に原因する費用性資産額のうち、価格および生産性変動に原因する費用性資産

能力維持を前提とする場合に生ずるさまざまな資産増加

以上によって明らかな如く、実体計算は、数量的給付

ありうるが、これも実体計算では賄われない(五三頁)。

減少額を加えたもの)である。 よる総資産の純増加額を差引いたもの(または総資産の名目資本利益から、右に述べたようないろいろな原因に益なるものを想定することができるであろう。それは、益なるものを想定することができるであろう。それは、

直ちに分配可能利益であるとはいわない。彼は、

このような額を以て、

エンドレスは、

分配可

融(Außenfinanzierung)の増減をあげる。能利益の決定に関係するもう一つの要素として、外

額だけ少なくなるのである(五四―五五頁)。 となる。これとは反対に、期中に負債の返済がなされ までにその調達が予定されていれば、これまた既調達額 部資金の調達が未だ行なわれていなくとも、利益分配時 部が増資や借入によってすでに賄われているのであれば って、 けではない。増資にせよ、借入にせよ、必要資金を外部 その増加分を賄う資金の源泉は、何も利益に限られるわ 達の見通しがない場合には、分配可能利益は更にその金 あるいは、近く返済が予定されていて、代るべき財源調 と同様に、分配可能利益の計算にあたり考慮すべき要素 分配可能利益はそれだけ増加することになり、また、外 から調達する可能性がないわけでは決してない。 数量的給付能力維持に必要な資産総額が増加した場合 たとえ資産総額が増加しても、その全部または一 したが

になる(五五頁)。 前提とする分配利益は、次のようにして計算されることがくて、エンドレスによれば、数量的給付能力維持を

+

外部資金の新規調達済額 および新規調達予定額

分配可能利益 = | 稼得利益(名目資本利益)

数量的給付能力維持にお (または十層 ける総資産の増加額

1

手にお (または十<mark>総資産の減少額</mark> 賃

| | 東たは一 少済額または | 減少予定額

この式において、分配可能利益の計算の出発点となる この式において、分配可能利益の計算の出発点となる かなところであるという事情を考えあわせれば、明らかなところであるという事情を考えあわせれば、明らかなところであるという事情を考えあわせれば、明らかなところであるという事情を考えあわせれば、明らかなところである。

の稼得利益は、名目資本利益と実質利益のいずれか小さ利益が分配可能な限度額となると考える。限度額としてち、稼得利益が右の分配可能利益より小さければ、稼得ンドレスは更にその分配可能性に制限を付ける。すなわこのようにして算定された分配可能利益に対して、エこのようにして算定された分配可能利益に対して、エ

明示されていない。恐らく、社会制度上存在する名目資変動時にも名目資本利益を一つの限度額とすべき論拠はから説明できるが(本稿四五―四六頁参照)、貨幣価値能限度額となる理由は、第二節に紹介した彼の資本概念い方である(一六五頁・一六六頁)。実体利益が分配可

金についても、価格変動損益が生ずる筈である。受払することが前定とされている。そうでなければ、前払(10) この例では、前払金は、材料価格が変動すると差額を

本維持の要求によると解すべきであろう。

- (1) エンドレスは、実体計算の費用評価基準を販売日再調達価格ではなく実際再調達価格でな価基準は、販売日再調達価格ではなく実際再調達価格でな価基準は、販売日再調達価格ではなく実際再評価基準を主
- (12) 実体計算において支払資産の問題をも含めて考えている例として、エンドレスは Kurt Bender, Zur betriebswirtschaftlich richtigen Errechnung der Scheingewinne, Neue Betriebswirtschaft, 1952 をあげているが、この問題を最初に論じたのは、ゲルトマッハーであろう (E. Geldmacher, Wirtschaftsunruhe und Bilanz, 1923・六五頁)。なお、森田稿「損益計算と実体計算」・神戸大学会計学研究室編「利潤会計と計画会計」昭和四三年所収・七八―七九頁参照。

のである。彼が分配可能利益算定の基礎として、経営維 彼の論理からすれば、当然そうあらねばならないことな

相対的ないし発展的維持ではなく絶対的維持

他に理由があったにせよ、一応は、これ

性格が最も顕著に現われているのであり、そしてまた、

を選んだのは、

五 財務論的実体資本維持説の意義

利益を、そしてまた彼の実体資本維持説を、どのように じように給付能力維持を中心概念としながら、従来の損 著しく異なるものであることは明瞭である。 益計算論としての実体資本維持説――実体計算――とは さて、 以上がエンドレスの分配可能利益論の要点である。 われわれは、エンドレスのこのような分配可能 同

方からすると、分配可能利益額の算定にこのような要素 外部調達資金の増減をその決定要素に含めている点であ エンドレスの分配可能利益概念の著しい特徴の一つは 損益計算論としての実体資本維持に慣れて来た考え

評価すべきであろうか。

ここにこそ、彼の分配可能利益概念の本質つまり財務的 を含めることは、極めて奇異に感ずるのであるが、実は

標としての承認でああり、 る経営維持の承認は、何等かの手段で達成すべき経営目 基準であると説明している。しかしここで意味されて を利益分配に与るすべての利害関係者が納得し承認する

のではなく、あくまで利益として留保されるのである。 その部分は、実体計算における如く利益性を否定される の一部が分配不可能利益として留保されることになるが 認されないことになるのである。これに対して、外部資 も実質資本である。したがって、 利益判定の基準になるということを意味するものではな 維持説における如く、経営維持が資本概念の基礎になり は損益計算上の期間利益ではない。彼は、稼得利益の計 金調達がなされない場合には、貨幣資本利益(実質利益) 資金が外部から調達される場合には、それ以上に利益 一部を分配不可能とすることは、利害関係者一般から承 このような事情から明らかな如く、彼の分配可能利益 利益判定の基準は、エンドレスにおいてはあくまで 損益計算論としての実体資本 経営維持に必要な追加

分配可能利益

念としては、稼得利益があるだけである。

に掲げているが(第二節参照)、損益計算上の期間利益概 算と分配可能利益の計算を結果計算の目的として並列的

ことは、エンドレス自身も認めるところであり(五頁)、るかを、給付能力維持という一般に承認されうる要請とるかを、給付能力維持という一般に承認されうる要請との計算は、この稼得利益のうちどれだけが分配可能であの計算は、この稼得利益のうちどれだけが分配可能であ

彼の説を財務論的実体資本維持説と呼ぶ所以である。の、財務的な分配可能利益を意味するのである。これ、本概念に基づく期間利益概念とは本質的に異なるところ能利益は、従来の実体資本維持説にみるような明確な資

能力維持の思考から出発しながら、エンドレスの分配可

ハックスも本書の序文で指摘している。同じように給付

は、損益計算の対象を稼得利益(貨幣資本利益)の計算における如く明確な資本概念を措定してそこから導き出う。つまり、そのような利益は、従来の実体資本維持説認識が、彼の研究の出発点にあったとみることができよ認識が、彼の研究の出発点にあったとみることができよ視益計算上の期間利益概念としては成立しえないという損益計算上の期間利益概念としては成立しえないという損益計算上の期間利益概念としては成立しえないという

研究は誠に興味深いものである。

が完は誠に興味深いものである。

が完は誠に興味深いものである。

が完は誠に興味深いものである。

が完は誠に興味深いものである。

が完は誠に興味深いものである。

が完は誠に興味深いものである。

が完は誠に興味深いものである。

が究は誠に興味深いものである。

が究は誠に興味深いものである。

しかしこのことは、実体計算の存在意義を否定することの損益計算論としての実体資本維持説との関係はどのようるものなのだろうか。エンドレスは、従来の実体資本維持説は給付能力維持を保証しないものであるとして、維持説は給付能力維持を保証しないものであるとして、の損益計算論としての実体資本維持説との関係はどのよったがしている。実体別益がエンドレスの考えるような財務論的実体資本維持説と従来

分配の基準額になるのである。貨幣資本利益が分配可能が、貨幣資本利益が、配当、課税、その他すべての利益が、貨幣資本利益が、配当、課税、その他すべての利益が、貨幣資本利益が、配当、課税、その他すべての利益がその関連で、財務論的実体資本維持説においては、貨幣資本利益がそとる。外部資金の調達により、かかる留保の必要がなけれる。外部資金の調達により、かかる留保の必要がなけれる。外部資金の調達により、かかる留保の必要がなければ、貨幣資本利益が、配当、課税、その他すべての利益がその対立に帰着する。同じく給付能力維持を出発点としての対立に帰着する。同じく給付能力維持を出発点としての対立に帰着する。同じく給付能力維持を出発点としての対立に帰着する。同じく給付能力維持を出発点としての対立に帰着する。同じく給付能力維持を出発点としての対立に関係する。

らないことになる。

利益の上限になるもの、それが期間利益として考えられ 的実体維持説が損益計算論としての実体維持説を否定し で分配できないと考えるのである。 能であるとしても、その部分は本質的に利益ではないの それ以上の額が給付能力維持に支障なく財務的に分配可 本質において利益であり、 保すべきかを財務的に決定すればよいのであり、 が行なわれていれば、そこでの利益のうちどれだけを留 ているからにほかならない。 資本概念・貨幣資本利益概念の優位を論証しなければな うるめには、実体資本概念・実体利益概念に対する貨幣 ある。これに対して、実体計算は、実体利益のみがその エンドレスが実体計算の存在意義を否定するのは当然で 益計算、つまり実体計算が入りうる余地はないのである。 たとえ外部資金の調達により したがって、貨幣資本計算 したがって、 他の損 財務論

るのであるから(七七―七八頁)、確実性が得られれば

るが(一六七—八頁)、それは専ら不確実性を理由とす

エンドレスは実体計算の存在意義を否定することになる。

この問題は、窮極的には、

損益計算における資本概念

益(Ersatzgewinn)として用うべきことを推奨してはい

利益参加など義務としての利益分配(Gewinnausschüt-益の計算に含まれる不確実性を理由に、課税や従業員のになるのだろうか。エンドレス自身は、彼の分配可能利

tungs-Verpflichtungen)の基準額としては、

ないしその近以法による利益を、

分配可能利益の代替利

実体計算

説が給付能力維持に支障のない分配可能利益を求めて考はじめに述べた如く、損益計算論としての実体資本維持資本維持説の存在を否定しうると考えることはできない。は、財務論的実体資本維持説が損益計算論としての実体このようにみてくると、少なくとも現在の研究段階でこのようにみてくると、少なくとも現在の研究段階で

定において示した要素のいくつかをとり入れて、なお発同時に、実体資本概念は、エンドレスが分配可能利益算指摘するような欠陥が存在することは否定できない。と

それにもかかわらず、これらの事情は、損益計算論とし配可能利益に一致することはあり得ないであろう。だがうな分配可能利益決定要因のすべてをとり入れて資本概会である限り、エンドレスが考えるよ展させらるべきでもあろう。しかし、実体資本概念が損展させらるべきでもあろう。しかし、実体資本概念が損

ての実体資本維持説の存在意義を何等否定するものでは

エンドレスの財務論的実体資本維持説は、実体資本維ないのである。

え出されたものであるとすれば、そこに、エンドレスが

含んでいると共に、それ自体としても意義をもつものでそれは、実体計算論の発展にも大いに貢献しうる内容を本維持論の研究の延長線上にあるものではない。しかしできる。それは、必ずしも、従来の損益計算論的実体資持研究の新しい一つの方向を打出したものということが

(一橋大学助教授)

成すべきものとみることができるであろう。

あり、実体計算論と並存して実体資本維持論の全体を構